



犬の登録及び狂犬病予防注射日程 (車力地区)

5月29日(木)と6月25日(水)の2日間

対象地区	場 所	時 間	対象地区	場 所	時 間
牛瀧町	太田商店前	8:00~ 8:20	豊富町	北辰商店前	11:35~11:55
	高齢者コミュニティセンター前	8:25~ 8:45		豊富コミュニティセンター前	12:00~12:15
	高山神社入口停留所前	8:50~ 9:05	富范町	成田博宅前	13:15~13:30
	旧牛瀧公民館前	9:10~ 9:25		鳴海商店前	13:35~13:50
平山商店前	9:30~ 9:40	工藤商店前		13:55~14:10	
下牛瀧町	笹田正宅前	9:45~ 9:55		三上商店前(山崎)	14:15~14:30
下車力町	下車力屯所前	10:05~10:20	権 現	小林忠宅前	14:35~14:45
車力町	鎌田板金前	10:30~10:45	深 沢	深沢地藏尊前	14:50~15:05
	車力屯所前	10:50~11:10	清 水	松晴商店前	15:10~15:30
	工藤商店前(派立)	11:15~11:30		旧清水分校前	15:35~15:45

料 金：登録料金(新規のみ) 3,000円
 狂犬病予防注射料金 3,000円

※年1回の予防注射は法律で義務づけられています。
 生後91日以上犬を飼っている飼い主の方は最寄りの場所で
 狂犬病予防注射を受けさせてください。



【問い合わせ先】 環境衛生課 環境係 電話42-1110

粗大ごみの収集 (稲垣地区)

粗大ごみの収集を下記の日程で行いますので、当日の朝7時から朝8時30分までに(時間厳守)各地区の集積場所へ出してください。

【出し方】 町内名又は地区名、及び世帯主名が分かるように出してください(記載した紙を貼付するか、荷札等を結びつけても可)。ごみ袋に入る大きさの不燃物は「燃やせないごみ」の収集日に出してください。

収集日：5月20日(火) 対象地域：稲垣町全域

【集積場所】 最寄りのごみ集積箱

※集積箱に入らない粗大ごみは、交通の妨げにならないよう集積箱周辺に置いてください。

粗大ごみとして出せる物

- 自転車 ●一輪車 ●スノーダンプ ●電子レンジ ●オープン ●カーペット ●ガスレンジ
- 水槽 ●ストーブ(灯油を抜いた物) ●スーツケース ●掃除機 ●扇風機 ●トタン
- ベビーカー ●プラスチック製衣装ケース ●クーラーボックス ●ポリタンク ●キャンプ用テント等

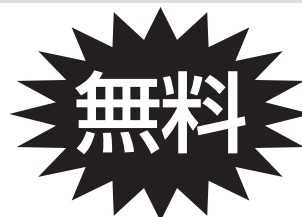
粗大ごみとして出せない物

- テレビ ●冷蔵庫 ●冷凍庫 ●洗濯機 ●エアコン ●パソコン ●テーブル ●机 ●タンス
- ふすま ●サイドボード ●テレビ台 ●ソファー ●椅子 ●畳 ●テーブル ●ロッカー ●陳列棚
- 看板 ●OA機器 ●各種業務用資材 ●機材 ●農業用ビニール、ビニールハウスのパイプ
- 原動機付き草刈り機 ●各種農業用資材 ●オートバイ ●タイヤ ●バッテリー ●ドラム缶
- ガスボンベ ●煉瓦 ●ブロック ●セメント ●土砂 ●コンクリート等のがれき類 ●建築廃材
- スプリング入りのマットレス ●消火器 ●石膏ボード ●ボイラー ●耐火金庫 ●ピアノ
- シンナー ●ペンキ ●薬品が付着した物 等

【問い合わせ先】 環境衛生課 生活衛生係 電話42-1110

市民の健康意識向上のため、講師を派遣します!

市では市民の健康意識向上と規則正しい生活を過ごしてもらうため、研修会等を開催する際に講師を無料で派遣いたします。



●医師や大学教授等を講師として希望する場合

- 申し込み条件：①営利を目的としない30人以上の市民の集まりであること
 ②参加者の概ね半数以上が65歳未満であること
 ③平成20年8月から平成21年2月までの期間であること

テーマ：生活習慣病・アルコール・タバコ・歯・メタボリック症候群等の健康づくりに関すること

派遣回数：3回（派遣回数を超えた申し込みがあった場合は、先着順といたします）

応募方法：「申込書」に記入し提出してください（郵送・FAX可）

応募締め切り：6月13日（金）必着 結果については、6月中にご連絡いたします。

その他：講師に関する費用は健康推進課で負担しますが、それ以外の費用が発生する場合は負担していただきます。また、日程等は相談が必要となります。

●保健師を講師として希望する場合

申し込み条件：営利を目的としない10人以上の市民の集まりであること

テーマ：生活習慣病・健康つがる21・アルコール・タバコ・歯・メタボリック症候群・心の健康・運動等の健康づくりに関すること

派遣回数：制限はありません

応募方法：希望日の2ヶ月前までに、「申込書」に記入し提出してください。（郵送・FAX可）

その他：会場使用料等が発生する場合は負担していただきます。また、日程等は相談が必要となります。

※「申込書」は健康推進課にあります。来庁できない場合は郵送又はFAXで送付しますのでご連絡ください。

【申し込み・問い合わせ先】 健康推進課 保健予防係 電話42-2044

20年度ナイターシェイプアップ教室

一人ひとりが体力アップの目標をもち、仕事のストレス解消や心と体のリフレッシュをしてみませんか。楽しい雰囲気の中で開催しますので、皆さんの参加をお待ちしております。

対象：運動を習慣的にしたい方

場所：木造体育センター（市役所隣）

時間：午後6時30分から8時15分

講師：AFAA国際認定エアロビクスインストラクター 成田寿子氏

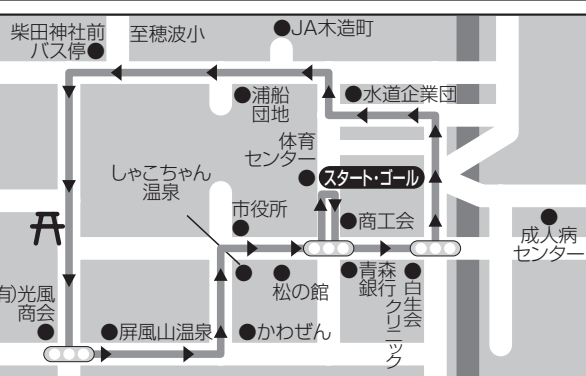
参加料：1人1回につき300円

持参物：飲料水、大きめのバスタオル

日程：5月12日・19日・26日、6月9日・16日・23日、7月14日・28日、8月4日・18日・25日、9月8日・22日・29日、10月6日・20日・27日、11月10日・17日、12月1日・8日、3月2日・9日

※運動しやすい服装でお越しください。

【問い合わせ先】 健康推進課 保健予防係 電話42-2044



ウォーキング教室

開催日：5月20日（火） 受付午前9時

集合場所：木造体育センター（市役所隣）

時間：スタート午前9時30分～ 教室終了11時30分

保険料：50円（当日、受付で支払ってください）

申し込みは不要です

距離：約7Km

【問い合わせ先】 健康推進課 保健予防係 電話42-2044

自死で大切な人を亡くした家族の集い (第8回目)

「どんな人が集まっているの?」「話すって何を?」「話したところでどうにもならない!」「せっかく忘れようとしているのに!」など、このような思いを抱えてはいないでしょうか。事実を受け入れる時間や方法は人それぞれですが、「思いを語る」というのも次へ進むためには必要なことです。1人で抱え込まずにご参加ください。

日 時：5月18日(日) 午前10時～正午
場 所：木造ふれあいプラザ (JR木造駅隣の三角屋根)
申し込み：5月15日(木)までに電話で申し込みください。
なお、申し込みの際は保健師の小山、兼平、下山をご指名ください。
【問い合わせ先】 健康推進課 健康管理係 電話42-2044

一参加者のルール

- ・秘密を守る
- ・お互いの悲しさを比べない
- ・相手の話に共感して聴く
- ・相手を批判しない
- ・宗教や政治の思想を押し付けない

「ふれあい農園」利用者を募集!

—手作りの野菜や花を育てませんか—

市では、森田町大館八重菊地内の森田集落農園内(旧八重菊営林署苗畑)にふれあい農園を設置しております。市内外の非農家の方で野菜、花き等を自分で作付けする方を募集します。

利用期間：平成20年5月から平成20年11月末まで
区画面積：1区画36m²(約11坪)、44区画あります
利用料：1区画につき3,600円(何区画でも可)
対象者：市内及び市外の非農家の方に限ります
主な設備：駐車場、貸し農具(クワ、スコップ、ジョーロ)、屋内休憩所(トイレ、シャワー完備)、広場、給水施設等
その他：農地は耕起後貸し出します。また、市外の方(知人、親戚等)でも借りたい方があればご紹介してください。
申し込み：5月20日(火)までに印鑑持参のうえ農林水産課までお越しください。申込多数の場合は、抽選により利用者を決定します。初めての方でも栽培方法を指導しますのでお気軽にご相談ください。

【申し込み・問い合わせ先】 農林水産課 農政係 電話42-1109

ご存じですか? 筆界特定制度

筆界特定制度とは、土地の所有者(登記名義人等)の申請に基づいて、筆界特定登記官が、外部専門家である筆界調査委員の意見を踏まえて、土地の筆界の現地における位置を特定する制度です。

筆界特定の申請ができるのは、筆界の位置が不明、または筆界について隣接地の所有者との間で争いがある場合などで、申請人となるのは、その土地を所有する方(登記上の所有者)となります。

申請における経費は、申請の際に納付する手数料と、筆界を特定するために測量する場合の測量経費となります。

詳しくは、最寄りの法務局にご相談ください。

【問い合わせ先】
青森地方法務局 五所川原支局
五所川原市大字唐笠柳字藤巻507の10
電話 34-2330

春の農作業安全運転展開中!

～農作業6つの誓い～

1. 高齢者の事故をなくそう

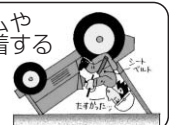
- 慣れた作業は油断厳禁!
- 疲れたら無理せず休憩!

まわりの安全を確認する



安全フレームやキャブを装着する

シートベルトやヘルメットも忘れずに



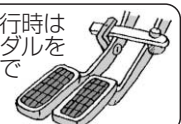
2. 機械の操作ミスをなくそう

- 基本操作を忘れない!
- 事故発生第1位トラクター!

ほ場への出入りや畦超えは慎重に行う



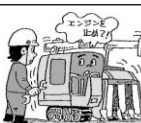
道路等の走行時はブレーキペダルを調整した上で連結する



3. 地域みんなで事故をなくそう

- 農作業中のヒヤリ体験を話し合おう!

調整・点検、詰まりの除去を行うときは必ずエンジンを止める



機械に巻き込まれないようキチンとした服装をする



農地等の権利移動（設定）申請に必要な書類について

農地の売買・賃貸借等の権利移動には、農業委員会の許可が必要です。申請する際には、下記の書類が必要となりますのでお知らせいたします。なお、「貸したい借りたい」「売りたい買いたい」等で不明な点がございましたらお気軽に農業委員会までお問い合わせください。
※個々の要件により提出書類が異なる場合もございますので御了承ください。

区分		実	認	印鑑登録証明書	戸籍簿	戸籍の附票	住民票抄本	資産証明書	登記事項証明書	公	許	契	同	委	競	入		
		印	印	市	市	市	市	税	法	法	本	本	本	本	改	裁	改	
		人	人	民	民	民	民	務	務	局	局	人	人	人	人	良	判	
		人	人	課	課	課	課	課	局	局	人	人	人	人	等	区	所	
所有権移動	売買	△	○	△					○	△								
	競公売		○				△		○				△		○			
	普通贈与 相続時精算課税制度		○						○								○	
	交換（双方）		○						○									
賃貸借	新規	△	○	△					○	△								
	更新	△	○	△				○	○									
	移転	所 有 者	○									○		○				
		旧 借 人	○									○						
使用貸借	経営移譲	○							○									
	賃貸借	貸 し て る 人	○								○	△						
		借 り て る 人	○								○	△						
	使用貸借	貸 し て る 人	○								○	○						
借 り て る 人		○								○	○							
代理人の場合はすべて委任状が必要	譲 渡 人 ・ 貸 人	○		○										○				
	譲 受 人 ・ 借 人	△	○	△										○				
登記事項証明書に記載されている住所が現住所と違う場合は、登記事項証明書に記載されている住所から現住所への移動がわかる書類が必要									○									
未相続農地は同意書も必要		○		○	○									○				
共有農地は同意書も必要		○		○										○				

※△は、必要に応じて添付が必要です。
※法人の場合は法人の履歴事項全部証明書、定款又は寄付行為の写し、法人の印鑑証明書、法人の印鑑、組合員名簿・株主名簿又は社員名簿の写し、農業経営状況が必要です。

【問い合わせ先】 つがる市農業委員会事務局（柏支所内） 電話25-3820